

南区選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区（昭和35年4月14日南区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のとおり改めます。

令和4年9月14日

南区選挙管理委員会
委員長 戸津川 聖信

- 第14投票区の項中「上鳥羽花名、」及び「上鳥羽塔ノ本、」を削る。
- 第14投票区の項中「上鳥羽町田」を「上鳥羽町田町」に改める。
- 第14投票区の項中「上鳥羽藁田」を「上鳥羽藁田町」に改める。
- 第14投票区の項中「上鳥羽鴨田」を「上鳥羽鴨田町」に改める。
- 第14投票区の項中「上鳥羽大溝」を「上鳥羽大溝町」に改める。
- 第14投票区の項中「上鳥羽卯ノ花」を「上鳥羽卯ノ花町」に改める。
- 第14投票区の項中「上鳥羽中河原」を「上鳥羽中河原町」に改める。
- 第14投票区の項中「上鳥羽麻ノ本」を「上鳥羽麻ノ本町」に改める。
- 第14投票区の項中「上鳥羽金仏」を「上鳥羽金仏町」に改める。
- 第14投票区の項中「上鳥羽馬廻」を「上鳥羽馬廻町」に改める。
- 第14投票区の項中「上鳥羽戒光」を「上鳥羽南戒光町」に改める。
- 第14投票区の項中「上鳥羽鴨田町」の右に「、上鳥羽北岩ノ本町、上鳥羽南岩ノ本町」を加える。
- 第17投票区の項中「吉祥院石原南、」を削る。
- 第17投票区の項中「吉祥院石原東之口」を「吉祥院石原東之口町」に改める。

(南区選挙管理委員会事務局)